

議案第16号

愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

愛西市職員等の旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第48号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、内国旅行の場合の日当制度の廃止に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第16号

### 愛西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

愛西市職員等の旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「旅行中」を「外国旅行中」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とする。

第16条を削り、第17条中「宿泊地の区分に応じた」を削り、同条を第16条とし、第18条を第17条とし、第18条の2を第18条とする。

第21条を削り、第20条を第21条とする。

第19条を削り、第18条の4第1項第1号中「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改め、同項第2号中「第18条の2」を「第18条」に改め、同項第3号中「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改め、同条を第20条とする。

第18条の3中「日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」を削り、同条を第19条とする。

第23条第3項中「第18条の4」を「第20条」に改める。

第28条第4項中「第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第18条第2項」を「第16条第2項及び第17条第2項」に、「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改める。

第32条の2を次のように改める。

（同一地域内旅行の旅費）

第32条の2 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

（1） 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第25条、第26条又は第27条第2項の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

（2） 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要す

る場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

- 2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなし、前項第1号の規定を適用する。

別表第1中「第16条1から第18条の3、第20条」を「第16条から第19条」に、「日当、宿泊料」を「宿泊料」に改め、日当（1日につき）の欄を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。